

理 事 会 議 事 録

- 1 日 時 令和4年9月26日（月）
午前10時00分から午前10時17分まで
- 2 場 所 東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号 コスモス青山4階
東京都住宅供給公社 特別会議室

3 出席者

理 事 長	中 井 敬 三	理 事	西 村 泰 信
理 事	佐 藤 千 佳	理 事	千 葉 裕
理 事	久 保 田 浩 二	監 事	居 原 健 一

理事の総数4名 出席理事の数4名（うちオンライン出席1名）

以上のとおり、出席があり、理事会規程第五条第二項により理事会は成立した。
定刻、理事長中井敬三が議長となり、開会を宣言し、直ちに議事に入った。

4 議 案

- 第1号議案 東京都住宅供給公社職員就業規則の一部改正について
第2号議案 東京都住宅供給公社職員給与規程の一部改正について
第3号議案 東京都住宅供給公社職員の退職金に関する規程の一部改正について
第4号議案 都民住宅管理規程の廃止について

5 議事内容

(1) 第1号議案から第4号議案について

議長は、第1号議案から第4号議案について一括して事務局から説明を受け、その後意見を受けることを確認し、事務局が第1号議案から第4号議案について説明した。

続いて、議長が意見等を募ったところ、以下のとおり発言があった。

<西村理事意見>

・第1号議案から第3号議案について

これらの議案は、今般、国の育児・介護休業法の改正を受けての就業規則等の改正となっている。

この法改正は3段階で行うことになっており、令和4年4月から、対象者への制度の個別周知と意向確認が義務化され、実施している。また、令和4年10月からは、今回の改正内容である産後パパ育休の創設等があり、令和5年4月については、男性の育児休業取得率の公表が義務化される。この一連の流れに対して、公社としても対応すべき状況になっている。

このことは、職員に対して、働きやすい職場づくり、公社で仕事をしたいと思っている方への魅力発信の一環という意味合いもあるので、各理事におかれては、担当の部の方にも周知徹底を図っていただきたい。

<久保田理事意見>

・第4号議案について

都民住宅の管理が終了することによって、公社の一般賃貸住宅に管理が移行される。一方で、現行の都民住宅管理規程三十条の(敷金の清算)については、例えば、都民住宅に入居されていた方が、一般賃貸住宅になってから明け渡しをする際に、都民住宅の管理期間に家賃等の未納があった場合は、この額を控除して敷金の残金を返還するという規程となっている。この規定が廃止されても、過去に遡って未納があったときに対応できるのかご説明いただきたい。

このことについて、千葉理事から次の説明があった。

都民住宅から一般賃貸住宅に管理が移行された際には、賃貸住宅管理規程がその根拠として継続される。敷金の清算については、この規程により、都民住宅管理規程と同様の仕組みが維持されるので、都民住宅管理規程の廃止自体には特段の問題が生じることはない。

他に意見等が無かったため、議長は、第1議案から第4号議案についてその可否を諮ったところ、異議無く、これを議決した。